

中野区認可小規模保育事業所設置運営事業者募集要項（別紙1）

設備基準と職員の配置基準について

設備基準について

	認可基準
乳児室・ほふく室	0、1歳児 3.3㎡/人以上
保育室・遊戯室	2歳以上児 1.98㎡/人以上
屋外遊技場	2歳以上児 3.3㎡/人以上 ※ 敷地地内に屋外遊戯場を設置しない場合は、施設から、安全な経路により徒歩で概ね5分程度の場所に代替の屋外遊戯場（児童が安全に使用することができるトイレ及び水飲み場が当該遊技場内または近隣にあること）を指定できる
その他備えるべき設備 … 調理設備、便所、自転車置場、ベビーカー置場、施設を2階以上に設置する場合必要な非難設備等	

職員配置基準について

区分	配置基準	資格要件等
管理者	常勤1人（常時当該小規模保育所の業務に専従すること。2以上の他の事業と兼務をし、管理者としての職務を行っていない場合は欠員とみなす）	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉事業に2年以上従事した者 ・給付費からの給料支出があること
保育士（保育従事者）	0歳児	A型：すべて保育士 B型：保育士その他保育に従事する職員として中野区長が行う研修を修了した者（半数以上は保育士であること） ※当該事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。
	1、2歳児	
	上記以外	
	1 1時間開所	
	延長保育	
	障害児	障害児2人につき、1人以上
調理員等	1人以上（必要数） ※調理業務の全部を委託する場合又は、搬入施設から食事を搬入する場合は配置不要	
嘱託医及び嘱託歯科医	共に非常勤1人	

※ 開所時間中は、配置基準に基づき、常に常勤1名を含む2名以上で保育を行うこと。